

給食費負担軽減交付金実施要領

1 通則

給食費負担軽減交付金交付要綱(令和8年3月24日 文部科学大臣決定。以下「要綱」という。)第24条の規定に基づき、給食費負担軽減交付金(以下「交付金」という。)に係る交付の実施について必要な事項を本実施要領で定めるものとする。

2 実施の主体

給食費負担軽減事業(要綱別表の事業の内容欄に規定する給食費負担軽減事業をいう。以下同じ。)の実施主体は都道府県とする。なお、都道府県において、要綱別表の給食費負担軽減事業に係る交付金の額欄に規定する額と同額を負担することを実施の前提とする。

3 交付対象経費

(1) 交付対象経費の取扱い

給食費負担軽減事業に係る交付対象経費は、要綱別表に規定のとおりとする。ただし、学校給食費の抜本的負担軽減に直接関わらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、本事業に係る経費と国による他の事業や都道府県が持つ他の事業の経費を明確に区分して経理すること。

(2) 交付金の上限額

給食費負担軽減事業に係る交付金の上限額は、以下のとおりとする。
小学校等における当該年度の在籍児童数× 以下に示す基準額の範囲内で各都道府県が申請する額 × 11か月 × 1/2

【基準額】

	小学校・義務教育学校前期課程	特別支援学校小学部
完全給食	5,200 円	6,200 円
補食給食	4,800 円	5,800 円
ミルク給食	1,200 円	1,200 円

(3) 交付対象経費に関する留意事項

都道府県は、上記に規定に基づくもののほか、以下に留意しなければならない。

- ① 交付対象経費の算定に当たっての「当該年度の在籍児童数」については、当該年度の5月1日の給食を実施している公立の各小学校等の在籍児童数の合計から、下記②及び③(特別支援教育就学奨励費負担金により学校給食費の全額が支援される場合(I区分に分類される場合)に限る)の児童数を除いた人数とする。
- ② 在籍児童数の算定に当たって、生活保護法第13条に規定する教育扶助の対象者に係る児童や、学校給食法第12条第2項による要保護児童生徒援助費補助金の対象者に係る児童については、交付金の対象から除く。
- ③ 特別支援学校小学部においては、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、同負担金による支援が基準額に満たない場合、基準額との差額を上限とする。当該奨励費負担金により学校給食費の全額が支援される場合(I区分に分類される場合)に係る児童については、交付金の対象から除く。
- ④ 上記(2)の交付金の上限額は、学校給食に係る食材費を支援し、児童の保護者の学校給食費に係る負担軽減を図る事業(以下「食材費支援」という。)と学校給食実施校における非喫食者に対する金銭給付その他の給付を実施する事業(以下「非喫食者支援」という。)の総額に対する上限額とする。
- ⑤ 都道府県が給食費負担軽減事業として域内の各市町村に対して必要な経費を交付す

る場合においては、原則として上記(2)に示す基準額までは域内の各市町村に対する支援を一律に行うことが望ましい。なお、都道府県が独自の財源等により、上記(2)に示す基準額を上回る支援を行う場合、当該部分について市町村間に支援の差を設けることを妨げるものではない。

4 事業計画書の提出

交付金の交付を受けようとする都道府県は、文部科学省が指定する期日までに、事業計画書を提出するものとする。

5 実績報告書の提出

交付金の交付を受けた都道府県等は、文部科学省が指定する期日までに、積算の根拠となる証拠書類を添え、実績報告書を提出するものとする。

6 事業実施に当たっての留意事項

給食費負担軽減事業を実施するに当たっては以下に留意しなければならない。

(1) 食材費支援

- ① 上記3(3)の交付対象経費の算定に当たっての児童数の考え方については、あくまで交付金の上限額の算定に際してのものであり、実際に学校給食費の負担軽減を行うに当たっては、途中転入するなど5月1日時点で在籍していない児童についても、他の在籍児童との間で取扱いに差が生じないようにすること。
- ② 支援の対象となる給食を実施している公立の小学校等については、共同調理場等の設置形態を問わず、学校給食法施行令第1条に基づく学校給食の開設の届出を行い、学校給食法に基づき学校給食を実施している学校とすること。
- ③ 学校給食の区分についても、当該学校給食の開設の届出の内容を踏まえること。

(2) 非喫食者支援

- ① 非喫食者及びその保護者を対象とした金銭給付その他の給付を行う事業を実施する場合には、給付の目的として、やむを得ない事情により、恒常的に給食を喫食できないことについて学校給食費相当額の金銭給付又は現物給付を行うものであることを明確化するとともに、当該事業の概要、当該事業に要する費用及び交付対象経費等を記載した実施計画を策定し、大臣に提出すること。
- ② 対象者は、給食実施校における在籍児童であって、主として、やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者を想定している。やむを得ない事情としては、重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の配慮が必要である場合等が考えられること。
- ③ 本事業により支援の対象となる金銭給付等の額については、児童一人につき、当該児童の在籍する学校における学校給食の区分に応じて、上記3(2)で各都道府県が申請する額 × 非喫食の期間月数(一月に満たない端数がある場合、切り捨て) × 1/2 を乗じた額を上限とすること。

7 第三者への委託を行う際の留意事項

給食費負担軽減事業のうち都道府県が公立小学校等の設置者として実施するものについて、その全てを直接執行することが困難な場合、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあっても、その事業遂行に係る責は交付金事業者に帰するものとする。

8 その他

都道府県は事業に係る手続等を定め、実施するものとする。

また、都道府県は本事業の実施に当たって、市町村の意見を聴き、その意見を十分に尊重することが望ましい。